

○厚生労働省告示第二百一十一号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第五条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件（平成十九年厚生労働省告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

様式を次のように改める。



様式（表面）

雇 入 れ  
離 職

に係る外国人雇用状況通知書

フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名 （ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 （期限） （西暦）	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 （西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載さ れている12桁の英数字）			

雇入れ年月日  
（西暦）

年 月 日

離職年月日  
（西暦）

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第5条の  
規定により上記のとおり通知する。

年 月 日

事業所の名称、所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所	雇用保険適用事業所番号
	(名称)	□□□□ - □□□□□□ - □
	(所在地)	J.E.L
任命権者の官職名		(印)

公共職業安定所長 殿

## 様式（裏面）

### 注意

- 1 雇入れに係る外国人雇用状況通知書として使用する場合の注意
  - (1) 表面標題中「離職」の文字を抹消すること。
  - (2) ①欄には、外国人の氏名を在留カードどおりにローマ字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること（ミドルネームがない場合は姓名のみ記載）。
  - (3) ②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。なお、②欄には、①の者が特定技能の在留資格を有する者である場合には、法務大臣が①の者について指定する特定産業分野を、①の者が特定活動の在留資格を有する者である場合には、法務大臣が①の者について特に指定する活動を、該当事項に加えて括弧書きで記載すること（「特定技能（介護）」、「特定活動（ワーキングホリデー）」等）。
  - (4) ⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。
  - (5) ⑦欄には、①の者が資格外活動の許可（出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可）を受けべき者（「留学」の在留資格の者等）である場合に、当該許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。
  - (6) ⑧欄には、①の者が在留カードを所持する者である場合に、①の者の在留カードの番号（※）を記載すること（令和2年3月1日以降に新たに雇い入れた場合に記載）。  
※在留カードの右上に記載されている英字2桁＋数字8桁＋英字2桁。
  - (7) 表面中部に雇入れ年月日を記載すること。
  - (8) 通知の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合にあっては、雇用保険法施行規則第6条第1項の届出と併せて、②、③、⑥～⑧欄に記載すべき事項を通知することにより、雇入れに係る外国人雇用状況の通知を行うことができる。
- 2 離職に係る外国人雇用状況通知書として使用する場合の注意
  - (1) 表面標題中「雇入れ」の文字を抹消すること。
  - (2) ①～⑥、⑧欄について、1と同様とすること（⑧欄については、令和2年3月1日以降に離職した場合に記載）。
  - (3) ⑦欄は記載不要であること。
  - (4) 表面中部に離職年月日を記載すること。
  - (5) 通知の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合にあっては、雇用保険法施行規則第7条第1項の届出と併せて、②、③、⑥、⑧欄に記載すべき事項を通知することにより、離職に係る外国人雇用状況の通知を行うことができる。
- 3 雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況通知書として使用する場合の注意
  - (1) ①～⑧欄について、1と同様とすること（⑧欄については、令和2年3月1日以降に新たに雇い入れた場合又は令和2年3月1日以降に離職した場合に記載）。
  - (2) 表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。
  - (3) その他1及び2に従うこと。
- 4 同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。
- 5 この様式は、通知の対象となる外国人1人につき1枚を使用すること。
- 6 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑧欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。また、特定技能の在留資格を有する者については法務大臣が指定する特定産業分野を、特定活動の在留資格を有する者については法務大臣が特に指定する活動を、指定書により確認し、記載すること。
- 7 事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号を記載すること。
- 8 雇入れに係る通知にあっては翌月の10日までに、離職に係る通知にあってはその翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に通知すること。
- 9 本通知は電子申請による手続も可能であること。

## 附 則

### (適用期日)

第一条 この告示は、令和二年三月一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 この告示の適用の日前に新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合における労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二十八条第三項の規定による通知については、なお従前の例による。

2 この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。